

竹原市建設工事最低制限価格制度事務取扱要領

改正 令和元年5月29日

改正 令和4年5月11日

(趣旨)

第1条 この要領は、竹原市建設工事執行規則（平成9年規則第15号。以下「工事執行規則」という。）第8条に規定する最低制限価格を定めて競争入札を実施する場合（以下「最低制限価格制度」という。）における最低制限価格の設定方法等について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 この要領は、工事執行規則の適用を受ける建設工事を競争入札により発注する場合に適用する。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(最低制限価格の決定等)

第3条 最低制限価格は、次に掲げる額の合計額の1,000円未満の端数を切り上げた額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額

2 前項各号に掲げる直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額は、工事の種類ごとに別表に基づき定める。

3 第1項により算出した額が、予定価格の100分の75を下回る場合にあっては予定価格に100分の75を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を最低制限価格とし、100分の92を超える場合にあっては予定価格に100分の92を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を最低制限価格とする。ただし、解体工事については、前各項の規定にかかわらず、予定価格に100分の75を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を最低制限価格とする。

4 2以上の工事の種類を一括して発注しようとする場合の最低制限価格は、前各項の規定により工事の種類それぞれ算定した最低制限価格の合計額とする。

5 市長が特に認める場合は、前各項の算定方法にかかわらず、予定価格の100分の75から100分の92までの範囲の割合とすることができる。

(最低制限価格調書の作成)

第4条 最低制限価格を決定したときは、最低制限価格調書を作成するものとする。ただし、市長が別に定める場合はこの限りでない。

(最低制限価格等の公表)

第5条 最低制限価格は事後公表とし、その算定方法は事前に公表する。

2 最低制限価格制度の適用は、公告その他適切な方法により、入札参加者に周知する。

3 最低制限価格制度を適用する競争入札を実施する場合は、予定価格を事前公表とする場合がある。

(調査基準価格への準用)

第6条 工事執行規則第7条の2に規定する調査基準価格を定めるときは、第3条から前条までの規定を準用する。この場合において、「最低制限価格」とあるのは「調査基準価格」と、「最低制限価格制度」とあるのは「低入札価格調査制度」と読み替えるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に公告した建設工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に公告した建設工事については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に公告した建設工事については、なお従前の例による。